

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和5年2月受付分

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
(全部廃業)					
(株)プラスワンホーム	茶屋 博利	中津市大字大貞366-18	大分県知事許可 (般-29)第12737号	全部廃業 建築工事業 内装仕上工事業	令和5年2月13日
(株)九州ダイ	山出 博嗣	中津市大字相原3032-13	大分県知事許可 (般-2)第7287号	全部廃業 建具工事業	令和5年2月15日
新栄電工(有)	佐藤 大介	大分市明野高尾4-9-12	大分県知事許可 (般-31)第12143号	全部廃業 電気工事業	令和5年2月28日
(一部廃業)					
(有)藤吉組	吉賀 良男	大分市けやき台3-2210-16	大分県知事許可 (般-29)第12751号	一部廃業 とび・土工事業	令和5年2月8日
咲蔭(株)	宇佐 ひとみ	大分市西大道1-2-21	大分県知事許可 (般-30)第14452号	一部廃業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	令和5年2月9日
(株)めの建設	目野 正美	大分市下郡南2-4-20	大分県知事許可 (特-4)第652号	一部廃業 建築工事業 屋根工事業 塗装工事業 防水工事業	令和5年2月13日
創建	梶原 茂孝	日田市刃連町582-6	大分県知事許可 (般-29)第10977号	一部廃業 建築工事業 とび・土工事業 屋根工事業	令和5年2月20日
九州開発(株)	田島 壽臣	杵築市大字大内4886-6	大分県知事許可 (特-3)第6189号	一部廃業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	令和5年2月20日
(有)岡田産業	岡田 恒保	大分市大字小池原1709-3	大分県知事許可 (般-2)第12360号	一部廃業 電気工事業	令和5年2月21日